

※ 登録番号	第 119 号 (令和 6年 8月 7日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <u>総合不動産投資顧問業</u>	
2.法人・個人の別	<u>法人</u> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	(えるしーあーるふどうさんとうしこもんかぶしがいいしゃ) L C R 不動産投資顧問株式会社	
(ふりがな) 4.氏 名 (法人である場合は代表者氏名)	(やまもと あきひろ) 山本 明宏	
5.資本金額	80,000,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	常勤・非常勤の別
(やまもと あきひろ) 山本 明宏	代表取締役	<u>常勤</u> 非常勤
(いそべ えみ) 磯部 恵美	取締役	<u>常勤</u> 非常勤
(よしの あやたか) 吉野 文章	取締役	<u>常勤</u> 非常勤
(なるみや こうじ) 成宮 浩司	監査役	常勤 <u>非常勤</u>
(もりた たけと) 森田 岳人	監査役	常勤 <u>非常勤</u>

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋

号等の名称を記載することができる。

(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に()書きで併せて記載することができる。

5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。

6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

（ふりがな） 氏 名 （使用人の種類）	職 名	統括する業務の別
（いそべ えみ） 磯部 恵美 （不動産の価値の分析又は当該分析 に基づく投資判断を行う者） （助言の業務を行う者） （判断業務統括者）	取締役 投資運用部長	投資判断、売買、賃貸、管理
（よしの あやたか） 吉野 文章 （コンプライアンス・オフィサー／ 内部監査担当）	取締役 コンプライアンス・オフィサー 経営管理部長	法令等遵守の管理、内部監査 総務・経理等
計 2 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、賃貸、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本店	平成21年6月9日	〒100-6125 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 電話 03-3580-1380 FAX 03-3580-1381
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

- 1.投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域
(1) 不動産の種類：主として物流施設、商業施設、住宅、賃貸用不動産の底地等（これらを信託財産とする不動産信託受益権を含む。）を取り扱う。
(2) 規 模：特段の定めを設けない。
(3) 所在する地域：特段の定めを設けない。
- 2.助言の方法
単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言のいずれも行ふ。投資顧問契約は、個々の顧客との交渉を通じて行われ、契約条件は各顧客の状況やタイプにより異なる見込みであり、助言の方法につき、特段の定めを設けない。
- 3.報酬体系（投資助言業務及び投資一任業務共通）
報酬は、原則として個別の契約毎に見積もりを行い、顧客と協議の上、以下を基準にして決定する。
 - ① 取得報酬
対象資産の取得価格に3.0%の料率を乗じた額を上限とする。
 - ② 期中運用報酬
対象資産の鑑定評価額に1.0%の料率を乗じた額を年額の上限とする。
 - ③ 売却報酬
対象資産の売却価格に3.0%の料率を乗じた額を上限とする。
- 4.報酬の支払時期
 - (1) 単発的な取引に係る助言の場合
原則として、助言業務が終了した日の翌月末日までとする。
 - (2) 継続的な取引に係る助言及び投資一任業務の場合
取得報酬および売却報酬は取引完了後の後払いとし、期中運用報酬は契約に応じて一定期間毎に随時支払いを受ける内容を原則とする。
- 5.匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
匿名組合出資持分、信託受益権を保有する合同会社または実物不動産を保有する特定目的会社等への投資顧問を行う。
- 6.G I P S 基準への準拠表明の有無
なし
- 7.詳細については、別記様式第十一号を参照

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域

2 助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）

3 報酬体系

（1）顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。

（2）会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。

（3）成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。

4 報酬の支払時期

5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法並びに第4条第3項第5号に規定する業務を営もうとする場合は当該業務の方法

6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 (金商) 第2260号	平成21年10月1日
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (4) 第90718号	令和6年7月10日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1 から 3 までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1.	不動産の運用事業及び不動産の運用事業に関する投資一任業務、助言指導業務
2.	不動産の管理業務、管理に係る助言指導業務
3.	有価証券に関する投資運用業務（投資一任業務を含む。）及び投資顧問、代理業務
4.	有価証券の売買及び貸借並びにそれらの媒介、取次ぎ及び代理
5.	有価証券の募集及び私募の取扱業務
6.	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
7.	組合契約、匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理業務
8.	当社の行う業務に係る顧客に対して他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務
9.	不動産の運用事業に関するコンサルティング業務
10.	不動産の売買、交換及び賃貸借業務
11.	不動産の売買、交換及び賃貸借に関する媒介及び代理業務
12.	特定目的会社の特定出資及び優先出資、株式会社・特例有限会社の株式並びに合同会社の社員持分等の取得、保有及び処分
13.	前各号に付帯する一切の事業

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割 合	住 所
(えるしーあーるほーるでいん ぐすかぶしきかいしゃ) LCRホールディングス 株式会社	1,250株	78.125 %	東京都千代田区永 田町二丁目11番1号
(だいわはうすこうぎょうかぶ しきかいしゃ) 大和ハウス工業 株式会社	200株	12.50 %	大阪市北区梅田 三丁目3番5号

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

1 3. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(なるみや こうじ) 成宮 浩司	大和ハウス工業株式会社 建設業
(もりた たけと) 森田 岳人	松田綜合法律事務所 弁護士

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。